

## 1 人的被害の範囲

- (1) 行方不明者  
災害が原因で所在不明、かつ、死亡の疑いのある者
- (2) 安否不明者  
災害が原因で所在不明の者(行方不明者を除く。)
- (3) 死者  
災害が原因で死亡した者

## 2 人的被害の数の把握・公表の手順

- (1) 市町村は、住民等からの被害報告や関係機関の協力に基づき情報を収集・把握し、県に報告
- (2) 県は、市町村、関係機関と連携し、(1)の情報を一元的に集約・整理
- (3) 県は、(知事に報告後)、(2)の結果のうち、その数を消防庁へ報告し、その後、報道機関に提供
- (4) 市町村がそれぞれ人的被害の数を公表しようとする場合は、事前に県に報告し、その後、公表

## 3 人的被害の氏名等の公表方針

- (1) 行方不明者・安否不明者  
次の要件に全て該当する場合、報道機関等に対し、氏名、市町村名を提供

ア 行方不明者又は安否不明者の生命を保護するため、緊急かつやむを得ないとき  
イ 救出・救助活動を行うため、所在情報を入手する必要があるとき

- (2) 死者  
死者の氏名等の公表については、遺族の意向を尊重して実施